各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課 各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課・学校安全主管課 各 都 道 府 県 私 立 学 校 事 務 担 当 課 附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管課 御中 構造改革特別区域法第12条第1項の認定 を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止 に関する注意喚起について

標記について,経済産業省から別紙1のとおり,注意喚起要請がありました。

ついては、都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、都道府県私立学校事務担当課におかれては、所轄の学校法人に対し、附属学校を置く国公立大学法人学校事務主管課におかれては、附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社に対して周知いただきますようお願いします。

なお、学校給食施設や学校の調理実習室等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合は、令和6年6月7日付け事務連絡「消費者事故等の通知について(依頼)」

(別紙2)のとおり、消費者安全法(平成21年法律第50号)では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等(大学を除く。以下同じ。)における消費者事故等については、文部科学省(スポーツ庁)において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。万が一、消費者事故等が発生した場合の文部科学省への情報通知については、遺漏なく御対応いただきますようお願いします。

【本件連絡先】

○学校安全に関すること

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習·安全課 安全教育推進室 学校安全係

TEL: 03-(6734)-2966 E-mail: anzen@mext.go.jp

○小学校・中学校・高等学校の教科「家庭」における調理実習に関すること 文部科学省初等中等教育局教育課程課教育課程総括係

TEL: 03-(6734)-2073 E-mail: kyoiku@mext.go.jp

○学校給食施設に関すること

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課学校給食・食育係

TEL: 03-(6734)-2694 E-mail: shoku@mext.go.jp

○専門教科「家庭」における調理実習に関すること 文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付 産業教育振興室 産業教育係

経済産業省

令和6年10月30日

文部科学省初等中等教育局教育課程課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請)

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等に おいて液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしま した。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費 設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項 について注意喚起を行うよう要請します。

経済産業省

令和6年10月30日

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請)

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等に おいて液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしま した。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費 設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項 について注意喚起を行うよう要請します。

経済産業省

令和6年10月30日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

経済産業省産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長

経済産業省産業保安・安全グループガス安全室長

食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について(要請)

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、食品工場及び業務用厨房施設等に おいて液化石油ガス及び都市ガスの消費を行う者に対して注意喚起を行うこととしま した。

つきましては、食品工場及び業務用厨房施設等の液化石油ガス及び都市ガスの消費 設備による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係機関及び関係団体に対し、別添事項 について注意喚起を行うよう要請します。 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について

近年、食品工場及び業務用厨房施設等において液化石油ガス及び都市ガス(以下「ガス」という。)の消費設備による一酸化炭素(以下「CO」という。)中毒事故が発生しています。

2023年は6件(死者0名、症者18名)発生しています。5月には、福岡県の病院において、栄養管理室内の洗浄室で業務用食器洗浄機の使用中に病院職員9名がCO中毒となる事故が発生しました。これらの事故原因の多くは、機器の経年劣化や換気が不十分なため、消費設備が不完全燃焼を起こし、COが発生したものです。

食品工場及び業務用厨房施設等においてひとたびCO中毒事故が発生した場合、多くの人を巻き込み、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、換気、点検、手入れ、業務用換気警報器設置等の重要性について、業務用厨房等の所有者や使用者等の理解を促すことが重要です。

経済産業省は、食品工場及び業務用厨房施設等におけるガスの消費設備によるCO中毒事故を防止するため、下記の事項について、ガスの消費設備の使用者及び管理者に対して注意喚起をします。

記

- 1. ガスの消費設備の使用中は必ず換気(給気及び排気の両方)を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する際に、長時間室内を閉め切りの状態にすることが想定されるため、換気扇や換気装置によって十分に換気が行われているか、必ず確認すること。なお、現場において換気し忘れを防止するための工夫を実践すること。
- 2. ガスの消費設備の使用者及び管理者は、ガスの消費設備の使用開始時及び使用終了時にガスの消費設備及び換気設備の異常の有無を点検するほか、1日に1回以上、当該設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。
- 3. ガスの消費設備及び換気設備は、その使用に際して取扱説明書を十分に読み、適切に使用すると共に、設備の作動状況の確認、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を行うこと。特に台風、地震、積雪等の自然災害後は当該設備の異常の有無を点検し、異常のあるとき

は、当該設備の使用中止、補修その他の危険を防止する措置を講じること。また、 停電中は、換気扇及び給排気設備が作動しない場合があるので、停電中にやむを得 ずガスの消費設備を使用する場合は、窓を開けて換気をする等の措置を講じるこ と。更に、復電後は換気扇及び給排気設備が作動することを確実に確認すること。

- 4. 排気ガス中に含まれる油脂等を有効に除去するために排気取入口に設置されるグリス除去装置 (グリスフィルター) や悪臭防止のために排気ダクト内に設置される脱臭フィルター等は、使用し続けると油脂等が付着して目詰まりを起こし、十分な換気量が確保できなくなることから、当該フィルターの定期的な清掃又は交換を実施すること。
- 5. 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。
- 6. ガスの消費設備及び換気設備の正しい使用方法及び換気の重要性について、調理 に従事する従業員(パート・アルバイト等を含む)への教育及び周知を実施するこ と。

参考1:2023年で発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中 毒事故一覧

参考2:飲食店や食品工場などでガス機器を使われている皆様へ

問い合わせ先:

経済産業省 産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室 (食品工場) 03-3501-1706 ガス安全室 (業務用厨房施設等) 03-3501-4032

2023年に発生した食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故一覧

	2020年12元工0亿段加工物及07末初用厨房加改中12031770 数亿次未个每争成 見					
	月日	県名	死亡	中毒	事故概要	ガス種
1	5月27日	福岡県	0	9	換気不良に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用食器洗浄機の排気部に汚れ等が付着していたことによる排気不良により高濃度のCOが発生していたことに加え、電源切替え工事により、動力電源の開閉器が落とされ、排気ファンが一定時間停止した状況で業務用食器洗浄機を使用していたため、COが洗浄室内に滞留したものと推定される。(ガス事業者推定)	都市ガス
2	5月27日	東京都	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用焼き物器使用時に換気設備の未稼働により、当該燃焼器から発生した排気 が充満し、不完全燃焼が発生。COが滞留したと推測される。(消防見解)	LPガス
3	6月10日	東京都	0	2	給排気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、厨房内のガス機器使用時に換気扇を使用していなかった事及び麺ゆで器の鍋受け 部品の口径を広げる加工を行い、正規鍋より大きな鍋を使用したことにより、バーナーから排 気口までの排気抜け道が狭くなった。その結果、排気不良になったことで不完全燃焼を起こ し、COが室内に滞留した状態となり、CO中毒に至ったものと推定。(メーカ見解)	都市ガス
4	7月4日	茨城県	0	1	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、鋳物コンロ使用時に、エアコン冷房運転中のため、窓を全閉した状態で当該燃焼機 器を使用したことで、室内の空気が不足し不完全燃焼発生に伴いCOが発生したもの。(消防 見解)	LPガス
5	10月3日	滋賀県	0	3	ガス機器の経年劣化及び換気不十分に伴う排ガスCO中毒。 原因は、使用していた鋳物コンロが経年劣化により不完全燃焼していた。また、換気不十分により、一酸化炭素が室内に滞留したもの。(消防見解)	LPガス
6	11月18日	愛媛県	0	2	換気設備不使用に伴う排ガスCO中毒。 原因は、業務用食器洗浄機使用時に、室内の換気が不十分(出入口・窓閉鎖、換気設備停止)であったことから、当該洗浄機上部ボイラーが不完全燃焼となり、発生した一酸化炭素が室内に滞留した。(消防見解)	LPガス

飲食店や食品工場などで ガス機器を使われている皆様の

ガスが正常に燃えるためには、酸素をたくさん含んで いる新鮮な空気が必要なんです。

ガス機器を使っているときに酸素が足りなくなると 燃焼が不完全になり、人体に有毒な一酸化炭素(CO) が発生して中毒になるおそれがあります。

一酸化炭素(CO)中毒を防ぐためのポイントは3つ。 毎日、職場の皆さんと一緒にチェックしてくださいね。



料理人見習いのユリさん

ガス機器を使うときは、必ず換気(給気と排気)!

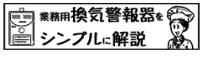
大型のガス機器の使用や、複数のガス機器の同時使用が多い業務用厨房施設では、ガスを使用する量 が多い分、新鮮な空気もたくさん必要となります。職場にいる全員が、必ず換気扇や換気設備を運転 した状態でガス機器を使うようにしましょう。なお、正常に燃えているガスの炎は青色です。

ガス機器や換気設備はきれいに清掃し、定期的に点検を!

ガス機器の給排気口や換気設備の吸い込み口に油汚れやホコリなどがたまると、きちんと換気ができ なくなり、一酸化炭素(CO)中毒になるおそれがあります。日頃からきれいに清掃し定期的に点検 も受けましょう。

万が一にそなえて、厨房や工場にCO警報器の取り付けを!

一酸化炭素(CO)は無色・無臭。発生に気が付かずに中毒になる場合がほとんどです。そうならな いよう、業務用厨房施設の環境に合わせて作られた「業務用換気警報器」の設置をお勧めします。





約2分30秒の動画(日本ガス協会制作)はコチラ↑のQRコード(YouTubeに接続)からご覧いただけます。

ガスの青い炎で美味しい味とみんなの笑顔を!これからもガスの安全にご理解・ご協力をお願いいたします。



& --般社団法人 日本ガス協会

このチラシは行政機関・団体が

-般社団法人 日本コミュニティーガス協会



一般社団法人 全国LPガス協会

共同で作成しました。

一酸化炭素(CO)中毒の初期症状は、風邪に似ていると言われています。 ガスや炭火などの「火」を使っているときに体調不良を感じたら、 風邪と決めつけず、換気(給気と排気)の確保を確認してください。

一酸化炭素(CO)中毒の症状

空気中における 一酸化炭素(CO)濃度	一酸化炭素(CO)の吸入時間と中毒症状
0.02% (200ppm)	2~3時間で前頭部に軽度の頭痛
0.04% (400ppm)	1~2時間で前頭痛・吐き気、2.5~3.5時間で後頭痛
0.08% (800ppm)	45分間で頭痛・めまい・けいれん、2時間で失神
0.16% (1,600ppm)	20分間で頭痛・めまい、2時間で死亡
0.32% (3,200ppm)	5~10分間で頭痛・めまい、30分間で死亡
0.64% (6,400ppm)	1~2分間で頭痛・めまい、15~30分間で死亡
1.28% (12,800ppm)	1~3分間で死亡



ガス会社のキダさん

「業務用換気警報器」は、皆様とお客さまの心強い味方です!





- 〇血中に生じたCOヘモグロビンの濃度を推定し、一過性の一酸化炭素(CO)の発生では警報を出すことなく、人体へ危険な影響を与える前に警報を発します※。
- 〇温度、湿度、一酸化炭素(CO)以外のガスなどの影響をうけにくく、 センサーの性能が長い間安定しています。
- 〇<u>リチウム電池駆動なので、100Vの電源が不要</u>。設置場所に困りません。
- ※ 体内で酸素を運ぶ役割を果たしている赤血球中のヘモグロビンは、一酸化炭素(CO)が体内に取り込まれると、それと 結びついてCOヘモグロビンを形成し、酸素を運ぶ能力が失われます。血中のCOヘモグロビンの濃度が上昇すると、酸 素を体内に送ることが徐々に難しくなり、人体へ様々な影響が生じる恐れがあります。

~職場で業務用換気警報器が鳴ったら~





いつ一酸化炭素(CO)中毒になってもおかしくない、本当に危険な状態! すぐに行動に移すことは、次の3つです。

- ①すぐにガス機器や炭火の使用をやめる。
- ②換気をする。 (ドアや窓を開けて換気をするか、換気扇など の換気設備が動いていなかったらすぐに作動させる。)
- ③ガス会社に連絡する。

事務連絡

各都道府県・指定都市消費者行政担当課各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課各都道府県・指定都市スポーツ主管課各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体担当課

御中

消費者庁消費者安全課消費者庁消費者政策課文部科学省大臣官房総務課スポーツ庁健康スポーツ課

消費者事故等の通知について(依頼)

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては、格別の御理解、御協力を頂きまして厚くお礼申し上げます。

消費者安全法(平成21年法律第50号)では、地方公共団体の長に消費者事故等の情報の通知義務が定められており、教育機関等(大学を除く。以下同じ。)における消費者事故等については、文部科学省(スポーツ庁)において情報を集約した上で、消費者庁長官に通知する仕組みとなっております。

教育機関等における消費者事故等が発生した場合の通知については、平成 21 年9月1日付け等で周知(直近では令和5年2月22日付けで再周知)しておりますが、消費者事故等の通知の運用マニュアルの改正に伴う通知様式の改正があったこと等を踏まえ、今後は別添「教育機関等における消費者事故等の通知方法」のとおり御通知いただきますようお願いします。

また、都道府県におかれては、域内の市区町村(指定都市除く。)の担当課に本事務連絡を御周知いただきますようお願いします。

<本件連絡先>

(消費者庁)

身体・生命に関する消費者事故等の考え方について 消費者庁消費者安全課

TEL: 03-3507-9201 (直通) E-mail: i. syouhisya. anzen@caa. go. jp

財産に関する消費者事故等の考え方について

消費者庁消費者政策課 財産被害対策室

TEL: 03-3507-9176 (直通) E-mail: i. syouhisya. zaisan@caa. go. jp

(文部科学省)

文部科学省大臣官房総務課 法令審議室審議第四係

TEL: 03-6734-2156 (直通)

E-mail: hourei@mext.go.jp

(スポーツ庁)

スポーツ庁健康スポーツ課

TEL:03-6734-2688 (直通)

E-mail: kensport@mext.go.jp

教育機関等における消費者事故等の通知方法

1. 消費者事故等の対象

生命・身体の「安全分野」については、別紙1「消費者安全法に関する通知制度の概要」のとおりです。教育機関等の施設を利用中に「事故」や「事態」が発生した場合、別紙1を御参照の上、消費者事故等に該当するか、御確認いただきますようお願いします。

また、「財産分野」を含めた具体的な消費者事故等の事例については、別紙 2「消費者事故等の公表事例(文部科学省・スポーツ庁関係)」を御参照いた だきますようお願いします。

2. 消費者事故等の通知様式

別紙3「消費者事故等情報通知様式」のとおりです。

なお、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」の改正に伴い、本通知様式を改正しているほか、記載例を作成していますので、御参照いただきますようお願いします。

3. 消費者事故等の情報通知先

別紙4「消費者事故等の情報通知先一覧」のとおりです。

教育委員会総務担当課や私立学校主管課、スポーツ施設主管課等におかれましては、教育機関等で死亡や負傷疾病に係る事故(事態)が発生した場合(教育機関等からの報告のほか、新聞等で把握した場合を含む。)には、教育機関等に対して、消費者事故等への該当性を御確認いただきますようお願いします。

また、都道府県教育委員会におかれましては、従前どおり、域内の市区町村 (指定都市を除く。)教育委員会所管の教育機関等における消費者事故等を集 約の上、御通知いただきますようお願いします。

4. その他

消費者事故等の通知¹に当たりましては、次の資料も御参照いただきますようお願いします。

- (1) 消費者事故等の制度詳細:「消費者事故等の通知の運用マニュアル2」
- (2) 消費者安全法の解釈:「消費者安全法の解釈に関する考え方3」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf

¹ 次に掲げる消費者事故等については、別通知や別事務連絡により通知を依頼しているため、本事務連絡 に基づく通知を重ねて行う必要はありません。

[・]学校給食における食中毒

[・]幼稚園における事故

[・]国立学校法人附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部における事故

² 消費者庁ウェブサイト<URL>

³ 消費者庁ウェブサイト<URL>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_02.pdf

- (3) 社会体育施設において消費者事故等が発生した場合: 令和4年10月3日 付事務連絡「消費者事故等の通知について⁴」
- (4) 学校事故対応に関する指針【改訂版】: 19 頁5

4 文部科学省ウェブサイト<URL>

 $https://www.\,mext.\,go.\,jp/sports/content/20221003-spt_stiiki-300000727_1.\,pdf$

⁵ 文部科学省ウェブサイト<URL>

教育機関等(学校、社会体育施設等)の施設を利用中に「事故」が発生した場合、要件2・要件3を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、そのうち、「事故」とは、生命・身 体被害が現実に発生している事案(消費者安全法第2条第5項第1号)をいいます。

要件1: 事業者が(注:営利目的や公共性の有無は問わない。国、地方公共団体、独立行政法人等を含む)

- ・事業として供給する商品・製品
- ・事業のために提供し若しくは利用に供する物品・施設・工作物
- 事業として若しくは事業のために提供する役務

を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

政令で定める以下のいずれかの程度の被害が発生したもの 要件2:

- ・死亡事故
- ・治療に一日以上を要する負傷・疾病
 - *通常医療施設における治療の必要がない程度(例:絆創膏を貼れば足りる程度)のものを除く
 - *医療施設において検査、診療を行ったが、特に治療は必要ないと判断された場合は除く
- 一酸化炭素中毒

商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないこと 要件3: が明らかであるものを除く

- *消費者が通常予見される使用・利用方法とは明らかに異なる方法により商品を使用したことで生じた場合 →消費者事故には該当しない
- *事故原因はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠くことが具体的に疑われるような場合
- →消費者事故に該当する

消費者安全法に関する通知制度の概要②(消費者事故等の定義)

教育機関等(学校、社会体育施設等)の施設を利用中に「事態」が発生した場合、要件2を御確認ください。

消費者事故等は、「事故」と「事態」をいい、「事態」とは、生命・身体被害が現実には発生していない事案(消費者安全法第2条第5項第2号)をいいます。

<u>要件1</u>: 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用・利用が行われた 事態であって、

*およそ消費者による使用・利用が行われていない場合(事業者の倉庫内で腐敗)は消費者事故に該当しない

要件2: 商品または役務の使用等において、第1号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- ・商品等・役務が<u>安全基準に不適合</u>
 - *例えば、医薬品医療機器等法に基づく基準、住宅におけるホルムアルデヒドの使用基準が該当
- ・<飲食物以外の>物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の<u>劣化</u>や、過熱・異常音等の<u>異常が生じた事態</u>
 - *例えば、使用中の遊具の支柱が折れた場合が該当
- ・<飲食物に>腐敗・変敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態
 - *例えば、ガラス片が飲料に混入していた場合が該当
- ・窒息その他生命・身体に対する<u>著しい危険が生じた事態</u>
 - *例えば、洗剤等の薬品を使用により有毒ガスが発生したが直ちに換気し被害が未発生の場合が該当

消費者安全法に関する通知制度の概要③(消費者事故等の定義)

| 事故や事態のうち重大なものは、「重大事故等」として、消費者事故等の中で区分されます。

消費者事故等のうち<mark>重大事故等</mark>は、次に掲げる「事故」、「事態」(消費者安全法 第2条第7項第1号、第2号)をいいます。

- ○

 「事故」のうち、被害が重大であるものとして政令で定めるもの
 - 死亡
 - ・<u>治療に30日以上を要する負傷・疾病 (* 1)</u>
 - ・内閣府令で定める程度の身体障害(*2)が残る負傷・疾病
 - 一酸化炭素中毒
 - *1 治療に30日以上を要する負傷・疾病とは・・・
 - → 基本的には医療機関の判断を尊重
 - → 治療期間が30日以上となる可能性が高い場合は要通知(実際に30日を経過する必要はない)
 - *2 内閣府令で定める程度の身体障害とは・・・
 - → 視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害であって長期にわたり身体に存するもの など
- ○<u>「事態」のうち、重大な生命・身体事故等が発生するおそれのあるものとして政令で定める</u> <u>もの</u>
 - ・安全基準不適合かつ、(飲食物以外の)物品・施設・工作物の消費安全性を確保する 上で重要な部分に劣化が生じたこと
 - ・安全基準不適合かつ、飲食物に毒物・劇物等の含有・付着
 - 窒息その他生命若しくは身体に対する著しい危険が生じたこと
 - ・火災その他の著しく異常な事態が生じたこと

消費者安全法に関する通知制度の概要④(消費者事故等の通知)

消費者事故等については、重大事故等に該当する場合、「直ちに通知」する必要があります。

国の行政機関や<u>地方公共団体</u>に対して、消費者事故等の発生の情報を得たときに、 内閣総理大臣(<u>消費者庁</u>)への事故情報の<u>通知を義務付ける</u>ものです。 【趣旨】

消費者庁設立前に、消費者事故等に関する情報が、各行政機関に個別に保有され、共有できるものになっていないという課題が指摘されたことを踏まえ、消費者事故等に関する情報を消費者庁に集約し、分析する体制を整備(2009年)し、消費者事故の重大性や拡がりについて、早期に把握し適切な対応につなげる。

〇 重大事故等の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重 大事故等が発生した旨の情報を得たときは、<u>直ちに</u>、内閣総理大臣に対し、そ の旨及び当該重大事故等の概要等を<u>通知しなければならない</u>。

(消費者安全法第12条第1項)

〇 消費者事故等(重大事故等を除く。)の通知

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、 消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合で あって、(略)被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発 生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事 故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要等を通知するものとする。

(消費者安全法第12条第2項)

No.	発生場所	公表内容
		小学校のプールにおいて、フラフープを用いた飛び込みの練習中、飛び込
1	小学校	んだ児童がプールの底に頭頂部をぶつけ、頸髄不全損傷等の重傷。【重大
		事故等】
		小学校の校庭に設置されていた防球ネットで児童が遊んでいたところ、2
2	小学校	本の木製支柱のうち1本が根本から折れ、児童2名に直撃した。病院に搬送
		されたが、1名が死亡、1名が重傷。【重大事故等】
		体育の授業でサッカーをしていた児童がゴールポストの網にぶら下がった
3	小学校	ところ、ゴールポストが倒れ、下敷きになり、搬送先の病院で死亡が確認
		された。【重大事故等】
4	小学校	給食中、当該パンを喉に詰まらせ、病院に救急搬送されたが、意識不明の
4	/ 1 一	重体。その後、搬送先の病院で死亡した。【重大事故等 警察庁通知】
		小学校において、食物アレルギーのある児童が給食を食べたところ、アナ
5	小学校	フィラキシーを発症し、救急搬送。当該給食には「乳・乳製品」を含む食
5	小子仪	品が使用されていたが、職員は配合成分表や原材料の確認を怠ったため、
		当該児童にアレルギーを起こす物質を含んだ給食が提供された。
		職員が体育館に設置された当該電動式舞台装置を収納する際に、ボタンを
6	小学校 小学校	固定したままそばを離れたところ、壁と当該製品の間に児童の頸部が挟ま
U	7、丁仪	り、救急搬送され、低酸素脳症(疑い)による重傷。【重大事故等 消防
		庁通知】
7	小学校	児童が小学校のブランコで遊んでいたところ、当該ブランコの鎖が外れて
,		転落し、頭部打撲で救急搬送。【消防庁通知】
		小学校の校庭において、児童が遊んでいたところ、地表面にあった釘に
		よって転倒し、左膝に裂傷を負った。当該釘は、ラインマーカーとして地
8	小学校	面に打ち込まれた後、そのまま放置されたと考えられ、また、当該小学校
		は定期的に安全点検を行っていたが、目視による点検を行っていたため当
)		該釘を発見できなかった。
		小学校の遊具(滑り台)において、児童が遊んでいる際に、何らかの原因
9	小学校	により、当該遊具の手すり部分に首が挟まった状態で発見され、病院に救
		急搬送したが、蘇生後脳症の重症。【重大事故等 消防庁通知】
10	小学校	小学校の校内エレベーターに中高生44名が閉じ込められ、うち2名が当該
	小工水	エレベータードア開放後に体調不良を訴え、救急搬送。【消防庁通知】
11	中学校	中学校の校舎に取り付けた縦どいが外壁から外れ、落下した一部が通行中
	」「	の生徒に当たり右足の指を骨折。 【重大事故等】

No.	発生場所	公表内容
		中学校の部活動(屋内運動部)に参加した生徒が、自転車で下校途中に歩
		道で倒れているところを発見され、救急搬送されたが、その後死亡が確認
12	中学校	された。なお、市の教育委員会による熱中症対応のガイドラインでは、部
		活動前に「暑さ指数」を計測するよう求めていたが、当該校では当日は測
		定を行っていなかった。【重大事故等】
		中学校の体育館で、部活動(バスケットボール部)中の生徒が、床の水濡
13	 中学校	れ箇所で足を滑らせて転倒し、右足大たい骨骨折の重傷。なお、当該水濡
13	十十八	れは、当該体育館の空調施設の不具合による漏水で生じたものだった。
		【重大事故等】
		中学校の部活動で使用したピッチングマシーンを移動しようとした際に、
14	中学校	当該ピッチングマシーンの回転部に左手を挟み、左手の指を切創し、救急
		搬送。【消防庁通知】
15	 高校	高等学校のグラウンドにおいて、生徒が投げた陸上競技用のハンマーが他
10		の生徒の頭に当たり、病院に搬送されたが死亡した。【重大事故等】
		高等学校のグランドで、陸上部の部活動中、ハンマー投げの練習をしてい
16	 高校	た生徒が投げたハンマーが想定しない方向に飛び、砲丸投げの練習をして
10	同位	いた他の生徒の頭部に当たり、頭蓋骨骨折、脳挫傷等の重傷。なお、当該
		待機場所には防護ネットが設置されていなかった。【重大事故等】
		高等学校の部活動の準備中、高さ・横幅のある移動式防護ネット(折り畳
17	 高校	み式)が複数の部員による移動作業中に倒れ、うち1名が当該ネットの下
17	同位	敷きになり、頭部外傷を負い意識不明の重体。現在、原因を調査中。【重
		大事故等】
		高等学校の部活動において、居合道の演武会を実施したところ、当該部活
18	 高校	動の顧問が真剣を誤って生徒に刺したため救急搬送されたが、当該生徒は
10		右大たい部刺創の重傷。当該顧問は、間合いを見誤っており、また、当該
		高等学校は真剣が使用されることを想定していなかった。【重大事故等】
		高等学校の部活動で使用したバッティングゲージを生徒3名で移動してい
19	 高校	たところ、風にあおられ倒れそうになった当該バッティングゲージを支え
13		にいった別の生徒1名が倒れた当該バッティングゲージの下敷きになり、
		救急搬送。頭部外傷。【消防庁通知】
		高等学校の部活動中、監督の指示により、台風が接近している際に、重
20	 高校	量・高さ・横幅のある移動式防護ネットが複数の部員による移動作業中に
	高校 高校	倒れ、うち1名が当該ネットの下敷きになり、頚椎損傷等の重傷。【重大
		事故等 警察庁通知】
21		高等学校の体育祭の練習中に、生徒29名が熱中症にかかり、うち23名が救
<u> </u>	I HJ .IV	急搬送。現在、原因を調査中。【警察庁通知】

No.	発生場所	公表内容
		水泳の授業中、教諭がデッキブラシの柄で示した高さを越えて飛び込むよ
22	高校	 うに指示したところ、その指示に従いプールに飛び込んだ生徒が、頭部を
		水底に強打し、頸髄損傷等の重傷。 【重大事故等】
		登山講習会に参加していた高校生と教員が雪崩に巻き込まれ、生徒7名と
23	高校	教員1名の計8名が死亡。 【重大事故等】
2.4	古状	高校の体育館に設置してある高鉄棒が倒れ、練習中の体操部員の顔面を直
24	高校	撃し、頬陥没複雑骨折。【重大事故等】
25	高校	高校の体育館の照明器具が落下。
		高等学校等で開催される体育祭や文化祭等のイベントでの使用を目的とし
		て、クラスTシャツなどと呼ばれるオリジナルデザインのTシャツ等を注文
26	高校	したところ、注文時点では本件クラスTシャツの使用日までに間に合うと
		説明されていたにもかかわらず、使用日までに納品されなかった。【財産
		事案】
		専門学校主催のバーベキュー大会において、火が弱くなったため、職員が
27	 専門学校	炭等を追加する際にアルコールを注いだところ、燃焼が進み、近くにいた
	() () () ()	学生4名が火傷を負い、救急搬送され、3名が軽傷、他1名が後日死亡。
		【重大事故等 警察庁通知】
28	スタジアム	スタジアムにおいて、スポーツクライミングの競技中に選手が落下し、ス
	※公共施設	ポンジのクッションカバーが巻かれた柵上部に衝突し、尾てい骨を骨折。
29	武道場	武道場において、練習会の設置作業中、後ろ向きにすり足で後退していた
	※公共施設	ところ、床材の一部(木片)が足裏に刺さり、2針縫う負傷。
30	体育館	公共施設(体育館)において、施設利用中に当該天井パネルが落下。【重
	※公共施設	大事故等】
31	体育館	体育館において、バレーボールの試合中に床に滑り込んだ際に、剥離した
	※公共施設	床材の一部が左太ももに刺さり、16針を縫合。【重大事故等】
	体育館	体育館において、バスケットボールの試合中に転倒したところ、転倒時の
32	※公共施設	衝撃で剥離した床材の一部(木片)が左太ももに刺さり、全治2週間の負
		傷。
	体育館	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだ
33	※公共施設	ところ、床材の一部(木片)が腹部に刺さり、負傷。救急搬送先で木片を
		除去。 - (4. 本
34	体育館	体育館において、バスケットボールの練習中に床に滑り込んだ際に剥離し
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		た床材の一部が右膝に刺さり、13針縫う負傷。
35	体育館	体育館において、着座から後方へ引くように立ち上がったところ、床材の
	※公共施設 (大奈紹)	一部が臀部に刺さり、負傷。
36	体育館	体育館の室内において、器械体操で利用していた児童がスライディングを
	※公共施設	したところ、床材の一部が当該児童の左膝に刺さり、負傷。

No.	発生場所	公表内容
37	体育館	体育館において、バレーボールの試合中にレシーブのため床に飛び込んだ
31	※公共施設	ところ、床材の一部が左大たい部分に刺さり、負傷。
38	体育館	体育館において、高等学校のハンドボールの部活動中、生徒が床に滑り込
30	※公共施設	んだところ、床材の一部が左太ももに刺さり、10針縫合。
	スポーツセ	
39	ンター	スポーツセンターにおいて、天井から空調吸出口が落下。
	※公共施設	
	スクールバ	児童19名を乗せて下校中のスクールバスが、バス停に停車する際に、運転
40	ス(小学	士が運転操作を誤り、駐車場横のくぼ地に転落。19名が医療機関を受診
	校)	し、うち4名が打撲等の重傷(継続的に治療)。【重大事故等】
	スクールバ	児童1名を乗せて下校中のスクールバスが、運転士がわき見をしたため道
41	ス(小学	路外に逸脱し、当該道路下の河原に転落。当該児童は右手小指を若木骨
	校)	折。
	機器(中学	
42	校・タブレッ	充電保管庫内で保管していたタブレット端末に煤や側面溶解が生じた。
	ト端末)	
	機器(中学	学校で当該ノートパソコンを充電中、当該製品のACアダプターを溶融
43	校・ノート	し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因
	パソコン)	かも含め、現在、原因を調査中。【重大事故等】

消費者事故等情報通知様式

【安全分野・財産分野共通】

1. 本件の取り扱いについて
(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)
公益通報 (公益通報者保護法第2条第1項に該当) 不開示情報を含む (行政機関情報公開法第5条第2号に該当)
2. 通知者に関する事項 (通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)
① 通知主体 (行政機関名等) 担当者名: <u>担当者名: 所属部署</u> :
電話番号:
3. 事故等の種別 (事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)
「安全分野(生命・身体)
重大事故等 重大事故等以外 財産分野(表示・取引)
4. 事故等が発生した日時・地域
(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。)
① 発生日時 年 月 日 日 時 分頃
② 発生地域 (都道府県等) (市区町村)
5. 事故等が発生した場所
(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を()に記入します。)
等 は 道路
場 所 その他 → ()
'
施 階段 風呂場 白所 玄関 居室
設 内 洗面所
その他 → ()
6. 情報を得た日時
(本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。) (西暦)
情報を得た日時 「日間」月 「日間」日 「日間」 日間

	oいて、該当するものにチェッ; は○を記入し、その方法を()		rるものがない場合は
来所	電話	FAX 文	書(手紙等含む。)
電子メール	その他 → ()
8. 情報提供者	- 抜出するものにチェックV!	↑○な記】1 まオー財産公販に	は、氏名又は名称等を記入します。
消費者	公益通報者	職権探知	1、八名又は名外寺を記八しまり。
事業者(製造)	事業者(販売)	事業者(同業他	者等その他)
情			
:	たは事業者名→ 最現しています。 表現しています。 表記できます。 表記できます。 表記できます。 表記できます。 表記できます。 ままれる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		消費者庁からの 直 接 連 絡 (可・不可)
	報提供者の電話番号 →		
	・匿名希望(情報提供者が		┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━
	的当事者 等)		2 主 5 7 7 7 1 2 1 0 0 7
(①では、被害者が「情報携	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		自するもの全てにチェック
① 被害者は…	情報提供者自身	情報提供者以外	
② 情報提供者を含め	た被害者数] 人	
(性別人数	男性 人 女性	人	
年齢別人数 1歳未	►満	2歳以上 大 5歳未満	人 5歳以上 ☐ 人 10歳未満 ☐ 人
10歳	.代 人 20歳代	人 30歳代	人 40歳代 人
50歳		人 70歳代	人 80歳以上 人
職業別人数 給与生	いる場合、90歳代、100歳以上 舌者 人 自営業・ 自由業者	人 家事従事者	人 100歳以上 人) 大学生・ 人 大学院生 人
高校		人	
未就圓	園児 人 無職	人 その他	人不明人
10. 事故等の原因の特定性			
			と記入します。②③では事故等の ットフォーム名を記入します。)
① 事業者の属性	製造事業者	→ 名称 ()
	輸入事業者	→ 名称 ()
	役務提供事業者 信用供与者	→ 名称 ()
	(信販、クレジット、リース 等)	→ 名称 (———)
	販売事業者 (購入先・契約先)	→ 名称 ()
	その他	————————————————————————————————————)
② 商品・役務名		③ 型番・ロット番号	
④ 取引デジタルプラ	ットフォーム名		

11. 安全分野の事故等の (安全分野の事故等の種別)		こチェック又は○を記入し	します。)
	事故情報	事態情報	
12. 安全分野の事故等の (安全分野の事故等の種類		こチェック又は○を記入↓	します。)
死亡	負傷・疾病	一酸化炭素中毒	
安全基準不適合	飲食物の異常	飲食物以外 の異常	窒息等の危険
火災等の 異常な事態			
13. 安全分野の事故等の	内容		
	について、該当するものレ は○を記入し、その態様を		します。該当するものがない場合は
火災事故	発煙・発火・ 過熱	点火・燃焼 ・消火不良	破裂
ガス爆発	ガス漏れ	燃料・液漏れ等	化学物質による 危険
漏電・電波 等の障害	製品破損	部品脱落	機能故障
転落・転倒 ・不安定	操作・使用性 の欠落	交通事故	誤飲
中毒事故	異物の混入	腐敗・変質	企務事故
【 その他 → (_)
14. 安全分野の事故等の (安全分野の事故等の原因		こチェック又は○を記入し	します。)
製品自体の不良	良	表示の不備	
役務自体の不良	良	取扱説明書のる	不備
経年劣化		業者の設置・抗	施工不良
業者の修理不良	₹	業者輸送中の耳	取扱いの不備
消費者の誤使用	用	消費者の不注意	意
消費者の設置	・施工不良	消費者の修理を	不良
製品には起因し	しない偶発的事故	その他	
原因不明		調査中	
調査不能			
原因調査機関 →			

15. 安全分野の事故等の品目	
(安全分野の事故等の品目について、該当するものにチェック又は○を記入します。)	
食料品 家電製品 住居品 二	文具・娯楽用品
光熱水品 被服品 保健衛生品 道	車両・乗り物
建物・設備 保健・福祉サービス	
┃ 他の商品・サービス → ()
16. 安全分野の事故等の被害の状況	
(安全分野の事故等の被害の状況について、該当するものにチェック又は○を記入しま場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その被害の状況を () に記入します	
	察過傷・挫傷 ・打撲傷
刺傷・切傷 頭蓋(内)損傷 内臓損傷 [†]	申経 ・脊髄の損傷
筋・腱の損傷 室息 熱傷 ス	東傷
皮膚障害 感電障害 一酸化炭素中毒 1	食中毒
その他の中毒 感覚機能の 呼吸器障害 ぶんしょう ボール でいる でいま こうしゅう しゅう しゅう しゅう はんしゅう はんしゅん はんしゅ	肖化器障害
17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)	
(安全分野の事故等の内容、被害の状況について、詳細を記載します。)	
ll .	

【財産分野】

18. 財産分野の取引の対	対象となった商品・役務等
	なった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。 }合は「その他」にチェック又は○を記入します。)
商品一般	食料品 住居品 光熱水品
被服品	保健衛生品 教養娯楽品 車両・乗り物
土地・建物・設備	他の商品 クリーニング レンタル・ リース・貸借
エ事・建築・加工	修理・補修 管理・保管
金融・保険サービス	運輸・通信 教育サービス サービス
【 保健・福祉 サービス	他の役務 内職・副業 その他
19. 財産分野の事故等の	D態様(事業者の行為)
	iについて、該当するものにチェック又は○を記入します。)
虚偽・誇大な告・表示	本実告知・事実 断定的判断の提 不退去 不告知 供 不退去
監禁	消費者を欺き、 法律により取消 法律が無効とす 威迫して困惑させ 事由となる不当勧 る契約条項を含む る
債務不履行等	違法景品類の提 契約の締結に関 契約の履行に関 供 する行為規制違反 する行為規制違反
契約の申込みの 回・解除・解約 関する行為規制 反	عالات
20. 財産分野の事故等の)態様(販売購入形態)
	について、該当するものにチェック又は○を記入します。 は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を()に記入します。)
店舗販売	訪問販売 訪問購入 通信販売
電話勧誘販売	マルチ商法 マルチまがい商 法
【 その他 →	() 不明
21. 財産分野の事故等の)態様(契約の成否) 」の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)
既に契約・申込	
22. 財産分野の事故等の)能様(信用供与の有無)
(財産分野の事故等の態様	について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合 又は○を記入し、その内容を () に記入します。)
現金	自社割賦 包括信用購入 あっせん(クレ ジットカード) 個別信用購入 あっせん
借金	一 その他 → ()

	財産分野の事故等の				
	産分野の事故等で被害に 合は「その他」に金額を			、そうになった金額を記入します。該 内に記入します。)	当するものがない
	既払い金額	→		円	
	商品・役務自体の金額	額→		円	
	申込金	→		円	
	クレジット等手数料	→		円	
	その他	{ [円 ()
				円 ()
				円 ()
,	被害金額は不明	1			
	財産分野の事故等の				
(財	産分野の事故等の態様に	こついて	、詳細を記載します	-)	
					1

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

26. 関連事項 (関連事項 (関連事項 (関連事項 (関連事項 (関連事項 を分野・財産分野共通) 27. その他特記事項 (その他的記すべき事項について、自由に記載します。)	25. 通知するとした判断理由			
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項	(通知すると判断した理由について	、自由に記載します。)		
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 7. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
(関連する事項があれば、自由に記載します。) 全分野・財産分野共通】 7. その他特記事項				
全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項				
27. その他特記事項	(関連する事項があれば、自由に記	載します。)		
27. その他特記事項				
27. その他特記事項				
27. その他特記事項				
7. その他特記事項				
7. その他特記事項				
7. その他特記事項				
27. その他特記事項				
27. その他特記事項				
27. その他特記事項				
27. その他特記事項				
27. その他特記事項				
27. その他特記事項	全分野・財産分野共通】			
	(その他特記すべき事項について、	自由に記載します。)		

消費者事故等情報通知様式

【安全分野・財産分野共通】

1. 本件の取り扱いについて
(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)
公益通報 (公益通報者保護法第2条第1項に該当) 不開示情報を含む (行政機関情報公開法第5条第2号に該当)
2. 通知者に関する事項 (通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)
 ① 通知主体 (行政機関名等) 担当者名: 所属部署: 電話番号:
② 通知日時 (西暦) 年 ● 月 ● 日 ● 時 ● 分頃 □ 第 1 報
3. 事故等の種別
(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。) 「安全分野 (生命・身体)
□ 重大事故等 ■ 重大事故等以外 ■ 財産分野(表示・取引)
4. 事故等が発生した日時・地域
(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。) _(西暦)
① 発生日時 202● 年 → 月 → 日 → 時 → 分頃
② 発生地域 (都道府県等) △△県 (市区町村) ◆◆市
5. 事故等が発生した場所
(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を()に記入します。)
の 描述 道路
所 ¦
 階段
内
の 場 エスカレーター 動く歩道 回転扉
所 ○ その他 → (校庭)
i
6. 情報を得た日時 (本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)
(西暦) 情報を得た日時 202● 年 月 日 日 時 日 分頃

7. 情報を待た方法(本件の情報を得た方法について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その方法を()に記入します。)
来所 の 電話 アAX 文書 (手紙等含む。)
電子メール その他 → ()
8. 情報提供者(本件の情報提供者について、該当するものにチェック又は○を記入します。財産分野は、氏名又は名称等を記入します。)
消費者 公益通報者 職権探知
事業者(製造) 事業者(販売) 事業者(同業他者等その他)
財産分野
情報提供者の住所 → 直接連絡 (可・不可)
情報提供者の電話番号 →
情報提供者不明・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む。)
9. 被害者(負傷者・契約当事者等) (①では、被害者が「情報提供者自身」であるのか「情報提供者以外」であるのか、該当するもの全てにチェック
又は〇を記入します。②では、被害者の各属性別の人数を記入します。) ① 被害者は… 情報提供者自身 「○」情報提供者以外
② 情報提供者を含めた被害者数 1 人
性別人数 男性 1 人 女性 人
年齢別人数 1歳未満
10歳代 1 人 20歳代 人 30歳代 人 40歳代 人
人 50歳代
職業別人数 給与生活者
高校生
未就園児 人 無職 人 その他 人 不明 人
10. 事故等の原因の特定情報 (①では事故等の原因となった事業者の属性について、該当するものにチェック又は○を記入します。②③では事故等の
原因となった商品・役務名及び 型番・ロット番号、④では利用した取引デジタルプラットフォーム名を記入します。) ① 事業者の属性 製造事業者 → 名称 ()
————————————————————————————————————
信用供与者 (信販、クレジット、リース → 名称 (
販売事業者 (購入先・契約先) → 名称 ()
○ その他 → 名称 (△△市立○○中学校)
② 商品・役務名 部活(ソフトボール部) ③ 型番・ロット番号
② 取引デジタルプラットフォームタ ┃

11. 安全分野の事故等の種別(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)					
	事故情報	事態情報			
12. 安全分野の事故等の (安全分野の事故等の種類		にチェック又は○を記入しす	ます。)		
死亡	◯ 負傷・疾病	一酸化炭素中毒			
安全基準不適合	飲食物の異常	飲食物以外 の異常	窒息等の危険		
火災等の 異常な事態					
13. 安全分野の事故等の)内容				
	について、該当するもの♪ は○を記入し、その態様 [;]		ます。該当するものがない場合は		
火災事故	発煙・発火・ 過熱	点火・燃焼 ・消火不良	破裂		
ガス爆発	ガス漏れ	燃料・液漏れ等	化学物質による 危険		
漏電・電波 等の障害	製品破損	部品脱落	機能故障		
転落・転倒 ・不安定	操作・使用性 の欠落	交通事故	誤飲		
中毒事故	異物の混入	腐敗・変質	〇 役務事故		
その他 →	(_)		
14. 安全分野の事故等の (安全分野の事故等の原因		にチェック又は○を記入しま	ます。)		
製品自体の不	良	表示の不備			
役務自体の不力	良	取扱説明書の不信	構		
経年劣化		業者の設置・施工	工不良		
業者の修理不	良	業者輸送中の取扱	扱いの不備		
消費者の誤使	用	消費者の不注意			
消費者の設置	・施工不良	消費者の修理不見	良		
製品には起因	しない偶発的事故	その他			
原因不明		○ 調査中			
調査不能					
原因調査機関 →					

(安全分野の事故等の品目について、該当するものに	こチェック又は○を記入します。)
食料品 家電製品	住居品 文具・娯楽用品
光熱水品 被服品	保健衛生品 車両・乗り物
建物・設備 保健・福祉サー	<u>ー</u> -ビス
他の商品・サービス → (<mark>部</mark>	活(ソフトボール部)))
16. 安全分野の事故等の被害の状況	
(安全分野の事故等の被害の状況について、該当する場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その	るものにチェック又は○を記入します。該当するものがない ○被害の状況を()に記入します。)
○ 骨折 脱臼・捻挫	切断 擦過傷・挫傷 ・打撲傷
刺傷・切傷 頭蓋(内)損傷	内臓損傷 神経 ・脊髄の損傷
筋・腱の損傷 窒息	熱傷 凍傷
皮膚障害	一酸化炭素中毒 食中毒
その他の中毒 感覚機能の 低下	呼吸器障害 消化器障害
【 その他 → ()
17. 安全分野の事故等の態様(事故等の詳細)	
・202●年◆月◆日、△△市立○○中学校行っていた。 ・練習終了後、ソフトボール部の顧問は、会のため、移動式のバックネット(※折りした。 ・部員による移動作業中、当該折りたたみりネットが倒れて、移動作業を行っていた。 ・部員による移動作業中、当該折りたたみりネットが倒れて、移動作業を得折する重場とき、強を受けた顧問が119番通報し、当該機送されたが、右大腿骨を骨折する事場といいるようが見が見が見が見が見が見が見が見が見が見が見が見が見が見が見が見いている。 (注)本欄では次の3点を記載します。ないので、現在、調査中である。 (注)本欄では次の3点を記載します。ないので、現在、調査中である。 (注)本欄では次の3点を記載します。ないので、現在、調査中である。 (注)本欄では次の3点を記載します。ないので、現在、調査中である。 (注)本欄では次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。ないのでは次の3点を記載します。	での校庭において、ソフトボール部が放課後に練習を 部員〇名に対して、明日開催される中学校の秋季運動 たたみ箇所が4箇所あり)を移動するように指示を出 箇所の金具が外れた際に、バランスを崩した当該バッ 部員1名が当該バックネットの下敷きになった。 バックネットの下敷きとなった当該部員はすぐに救急 診断された。 移動した際に、部員から顧問に対して、「当該折りた 連絡があったが、修理は行われていなかった。経緯に お、調査中の場合、第2報以降で記載します。 利用の状況 はまだ正確には判明していないが、消費安全性を欠く ば、事業者側が役務サービス提供上のミスを認めてい を申し出たなどの場合を想定)に該当する。) れがあるものとして、消費者安全法施行令第2条又は

財産分野】
18. 財産分野の取引の対象となった商品・役務等
(財産分野の取引の対象となった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。 該当するものが不明の場合は「その他」にチェック又は○を記入します。)
商品一般 食料品 住居品 光熱水品
被服品 保健衛生品 教養娯楽品 車両・乗り物
土地・建物 他の商品 クリーニング レンタル・ リース・貸借
エ事・建築 修理・補修 管理・保管 役務一般
金融・保険 運輸・通信 サービス サービス
保健・福祉 他の役務 内職・副業 その他 ・ねずみ講 である である
19. 財産分野の事故等の態様(事業者の行為)
(財産分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は〇を記入します。)
虚偽・誇大な広 不実告知・事実 断定的判断の提 不退去 告・表示
消費者を欺き、 法律により取消 法律が無効とす 監禁
債務不履行等 違法景品類の提 契約の締結に関 する行為規制違反 する行為規制違反
契約の申込みの撤 回・解除・解約に 関する行為規制違 反
20. 財産分野の事故等の態様(販売購入形態)
(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を()に記入します。)
店舗販売 訪問販売 訪問購入 通信販売
マルチ商法 マルチまがい商 _法
その他 → () 不明
21. 財産分野の事故等の態様(契約の成否) (財産分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)
(財産分野の事故等の契約の成者について、該当するものにデェック又は○を記入します。)
22. 財産分野の事故等の態様 (信用供与の有無)
(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合 は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を()に記入します。)
現金 自社割賦 包括信用購入 あっせん(クレ ジットカード) 個別信用購入 あっせん
借金 その他 → (

	財産分野の事故等の態					
	産分野の事故等で被害に 合は「その他」に金額を				になった金額を記入します。該当するものがない 記入します。)	1
	既払い金額	\rightarrow		円		
	商品・役務自体の金額	∄ →		円		
	申込金	\rightarrow		円		
	クレジット等手数料	\rightarrow		円		
	その他	{		円	()
				円	()
				円	()
	被害金額は不明					
	財産分野の事故等の態 産分野の事故等の態様に			1		
(A)	圧力判の事成分の悠像に		て、叶神で山戦しよ	7 o /		_

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

25. 通知するとした判断理由 (通知すると判断した理由について、自由に記載します。)	
(世知りると刊例 レル垤出に゚フレ゙し、日出に記載しより。丿	
(関連する事項があれば、自由に記載します。)	
安全分野・財産分野共通】	
27. その他特記事項	
(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)	_
・診断書は、教育委員会において、写しを保管している。	
 	

消費者事故等情報通知様式

【安全分野・財産分野共通】

1. 本件の取り扱いについて
(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)
公益通報 (公益通報者保護法第2条第1項に該当) 不開示情報を含む (行政機関情報公開法第5条第2号に該当)
2. 通知者に関する事項
(通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)
① 通知主体 (行政機関名等)
電話番号:┃ ●●──●●─●●─┃ (西暦)
② 通知日時 202● 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
3. 事故等の種別
(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。)「安全分野(生命・身体)
重大事故等 重大事故等以外 財産分野(表示・取引)
4. 事故等が発生した日時・地域
- (事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。) - (西暦)
① 発生日時 202● 年 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
② 発生地域 (都道府県等) △△県 (市区町村) ◆◆市
5. 事故等が発生した場所
(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を()に記入します。)
, 佐 '
施 住宅
等 道路 ○ 公共施設 海・山・川 車内・機内 等自然環境 ・ 船内
場 :
"' <u> </u>
路段
施
O
。
6. 情報を得た日時 (本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)
(西暦) 情報を得た日時 202● 年 月 日 日 時 日 分頃

	ついて、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は は○を記入し、その方法を()に記入します。)
来所	○ 電話
電子メール	一 その他 → ()
8. 情報提供者	て、該当するものにチェック又は○を記入します。財産分野は、氏名又は名称等を記入します。
消費者	、、該当りるものにチェック文はOを記入しまり。 財産方野は、氏名文は名称寺を記入しまり。 公益通報者 『〇』 職権探知
事業者(製造)	事業者(販売) 事業者(同業他者等その他)
	報提供者の氏名
::	たは事業者名 → 川田 消費者庁からの 直 接 連 絡 報提供者の住所 → 「「可・不可」
	報提供者の電話番号→
	・匿名希望(情報提供者が消費者庁への個人情報通知を望まない場合を含む。)
(①では、被害者が「情報携	N ヨ 争 行
① 被害者は…	情報提供者自身 情報提供者以外
② 情報提供者を含め	かた被害者数 1 人
(性別人数	男性
年齢別人数 1歳オ	★満
10歳	
50歳	
(注:90歳以上の方が 職業別人数 給与生	いる場合、90歳代、100歳以上で分けて記入 ⇒ 90歳代 人 100歳以上 人) 活者 <mark>1</mark> 人 自営業・ 人 家事従事者 人 大学生・ 人 人
高校	Langer Langer Affice Langer Affice Langer Affice Affice
未就	
10. 事故等の原因の特定	
(①では事故等の原因となっ	った事業者の属性について、該当するものにチェック又は○を記入します。②③では事故等の 3及び 型番・ロット番号、④では利用した取引デジタルプラットフォーム名を記入します。)
① 事業者の属性	製造事業者 → 名称 ()
	輸入事業者 → 名称 ()
	② 役務提供事業者 → 名称 (-級財団法人○○ (△△県から管理業務を受託))
	信用供与者 (信販、クレジット、リース → 名称 (
	販売事業者 (購入先・契約先) → 名称 ()
② 商品・役務名 バリ	レーボールコート(貸出) ③ 型番・ロット番号
 ④ 取引デジタルプラ	ットフォーム名

11. 安全分野の事故等の種別 (安全分野の事故等の種別について、該当するもの)	マチェックサけ○な部31セナー)
(女主力野の事成等の権がに) いて、 成当するもので 事故情報	事態情報
12. 安全分野の事故等の種類 (安全分野の事故等の種類について、該当するもの)	 こチェック又は○を記入します。)
死亡 〇 負傷・疾病	一酸化炭素中毒
安全基準不適合 飲食物の異常	飲食物以外 の異常 窒息等の危険
火災等の 異常な事態	
13. 安全分野の事故等の内容 (安全分野の事故等の内容について、該当するもの)	こチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は
「その他」にチェック又は〇を記入し、その態様を	を()に記入します。)
過熱	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
ガス爆発	燃料・液漏れ等 過度による 危険
■■■ [・] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
・不安定 の欠落 中毒事故 異物の混入	腐敗·変質 役務事故
14. 安全分野の事故等の原因	(/ WANNETCHT / X ROW /
(安全分野の事故等の原因について、該当するもの)	
製品自体の不良	表示の不備
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	取扱説明書の不備
	業者の設置・施工不良
業者の修理不良 消費者の誤使用	業者輸送中の取扱いの不備 消費者の不注意
消費者の設置・施工不良	消費者の修理不良
製品には起因しない偶発的事故	その他
原因不明	調査中
調査不能	
原因調査機関 →	

	が野の事政寺の品 野の事故等の品目に		該当するものに	・チェッ	カフは○お記11	ます)	
(女主力:	食料品		家電製品		住居品			娯楽用品
	光熱水品		被服品		保健衛生品		車両・	乗り物
0	建物・設備		保健・福祉サー	-ビス				
	他の商品・サー	ビス	→ (<u> </u>)
16 安全	分野の事故等の著	中国の上	4.油					
(安全分	野の事故等の被害の 「その他」にチェッ	状況に	ついて、該当する					を当するものがない
	骨折		脱臼・捻挫		切断		擦過傷 • 打撲(
0	刺傷・切傷		頭蓋(内)損傷		内臓損傷		神経 • 脊髄(の損傷
	筋・腱の損傷		窒息		熱傷		凍傷	
	皮膚障害		感電障害		一酸化炭素中毒		食中毒	
	その他の中毒		感覚機能の 低下		呼吸器障害		消化器	障害
	その他 → ()		
17. 安全	分野の事故等の態	態様(3	事故等の詳細)					
	:分野の事故等の 野の事故等の内容、			単細を記	載します。)			
(安全分: ・20 ー体 ・ ◇ の太	野の事故等の内容、 02●年◆月◆日◆ な育館のバレーボー い時◇分頃、レシー はももに刺さった。	被害の: → 時 ◆ 分 - ルコ - - ブの /	状況について、詳 トから、被害者「 -トを利用して、 ために前方に滑	まか〇 , バレ り込ん	名のメンバーが ーボールの練習 が際に、床材に	をして 使用し	いた。 こている	ツアリーナロロ第 木片が被害者の右
・20 - 体 ・ ◇ の 本 ・ 車 の も も も も	野の事故等の内容、 2●年◆月◆日◆ 「育館のバレーボート 「時令分頃刺さった。 「該本片が深した。 「教傷により全治2 「教傷により全治2 「お、本件事案発	被害のシートラート さこ週の てかり ままり できます こうしょ こうしょ こうしょ かり はい	状況について、計から、被害者(-トを利用して)ために前方に滑いたため、他のら、本件事案ったの診受けた△△	まが○ り込ん メン明 い は と い と と い と い と い と い と い ら い に い し い に し い に し い し し い し し い し し い し し い し い	名のメンバーが ーボールの練習 だ際に、床材に 、一が当該スポー た。被害者は病	をして 使用し ·ツア! 院で1	いた。 している リーナの 5針縫 韓を確認	木片が被害者の右 受付事務室に救急 しており、「右太 したところ、当該
(安全分) ・2(体) ・の・車も・ス生	野の事故等の内容、 22●年◆月◆日◆ 5 育館のが頃のでは、 5 育館のが頃れた。 5 日本 5 日	被害の: ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状況について、計から、被害者(一トから、被用力にを利前方にから、診受したない。 かたない からの を受ける からの を変わる なかった。	ま り メ判 : 県状 ○レん パし △に	名のメンバーが ーボールの練習 だ際に、床材に 、一が当該スポー た。被害者は病 部△△課が事故 係る日常的な確	を 使用 で で に で の 経 に で に に に に に に に に に に に に に	いた。 , てい , 一 , 一 , 一 , 一 , 一 , 一 , 一 , 一	木片が被害者の右 受付事務室に救急 しており、「右太 したところ、当該 らず、床面剥離が
(安全分: ・ 2(・ 体 ・ の・車も・ス生 ・ (1) ②消	野の事故等の内容、)2●年◆月◆日◆ な育館のが頃刺が頃刺が頼りた。 は該配に片をよりました。 は該配に本アのは、 は、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	被 → → 一一 さこ週生施寸 3 (度の) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	状況について、許から、被害者に、からを利用方に、利用方に、からの診受は、からのを者かいまからのを者かいまかいまかい。 はむこれ はむこれ はむこれ はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた はいまた	ま り メ判 : 県状 お列○レん バし △に 調の	名のメンバーが ーボールの練習 だ際に、床材に 、一が当該スポー た。被害者は病 ・なる日常的な確 ・なる日常的な確 ・ない場合、第 大沢	を使用しています。 で使用していいです。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる	いた。 ノーナの 5針 なで記 降で記 いて、 かって ない。 ないで にいる。 ないで にいる。 ないで にいる。 にい。 にいる。 にい。 にいる。 にいる。	木片が被害者の右 受付事務室に救急 しており、「右太 したところ、当該 らず、床面剥離が 載します。
(安全)・一・の・車も・ス生 (①②③こる()	野の事故等の内容、)2●年◆月◆日◆ 「本年の分に片をにない。 「本年の分に片をに本アるでは、 「本年の全体がでは、 「本年の全体のでは、 「本年の全体のでは、 「本年のでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本をでは、 「本を	被 → ーー さこ週生施寸 3(度でれの、 ● → コの てい」連行し、点飲のいる購事のの かっか」連行し、言意決るよ入故が、 はい ままし、言意決るは、	状況について、 かトかに、いるの格里や でで、 では、利前 め件でけ、つ ま。 事合額が がよるではか しむ (場金生な) はのるののでは、 では、本断受はか しむ はのののでは、 では、本ができます。 では、 のがたるの なは、 のがたるの なは、 ののるおりでは、 では、 のがたるの なは、 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 のいるままする。 のいる。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のいる。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	ま、り メ判:県状 お削 はばをれかバ込 ン明 Δ況 、用 ま、申がOレん バし Δに 調の だ事しあ	名のメンバーが ーボールの練材に が当該スポート が一が被害 がかないで、 た。被はま者がない。 一が被力を 一ががで、 一がをできる。 一がないではがない。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を使 ツ院 の認 2 て一をし用 アで 経を 報 いビ想になった	いたい ナ経 確て で が供に の合 認お 記 、上訓	木片が被害者の右 の も を 付事務り、 る の も も も も も も も も も も も も も も も も も も
(安全)・一・の・車も・ス生 (①②③こる()	野の事故等の内令、 ②全年◆月◆日◆ 本育の分に片をに本アるでは、 をは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	被 → ーー さこ週生施寸 3(度でれの、 ● → コの てい」連行し、点飲のいる購事のの かっか」連行し、言意決るよ入故が、 はい ままし、言意決るは、	状況について、 かトかに、いるの格里や でで、 では、利前 め件でけ、つ ま。 事合額が がよるではか しむ (場金生な) はのるののでは、 では、本断受はか しむ はのののでは、 では、本ができます。 では、 のがたるの なは、 のがたるの なは、 ののるおりでは、 では、 のがたるの なは、 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 のいるままする。 のいる。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のいる。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	ま、り メ判:県状 お削 はばをれかバ込 ン明 Δ況 、用 ま、申がOレん バし Δに 調の だ事しあ	名のメンバーが ーボールの練材に が当該スポート が一が被害 がかないで、 た。被はま者がない。 一が被力を 一ががで、 一がをできる。 一がないではがない。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を使 ツ院 の認 2 て一をし用 アで 経を 報 いビ想になった	いたい ナ経 確て で が供に の合 認お 記 、上訓	木片が被害者の名の を付事が被害をにている。 大片が被害をはない。 大子のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
(安全)・一・の・車も・ス生 (①②③こる()	野の事故等の内令、 ②全年◆月◆日◆ 本育の分に片をに本アるでは、 をは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	被 → ーー さこ週生施寸 3(度でれの、 ● → コの てい」連行し、点飲のいる購事のの かっか」連行し、言意決るよ入故が、 はい ままし、言意決るは、	状況について、 かトかに、いるの格里や でで、 では、利前 め件でけ、つ ま。 事合額が がよるではか しむ (場金生な) はのるののでは、 では、本断受はか しむ はのののでは、 では、本ができます。 では、 のがたるの なは、 のがたるの なは、 ののるおりでは、 では、 のがたるの なは、 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 のいるままする。 のいる。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のいる。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	ま、り メ判:県状 お削 はばをれかバ込 ン明 Δ況 、用 ま、申がOレん バし Δに 調の だ事しあ	名のメンバーが ーボールの練材に が当該スポート が一が被害 がかないで、 た。被はま者がない。 一が被力を 一ががで、 一がをできる。 一がないではがない。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を使 ツ院 の認 2 て一をし用 アで 経を 報 いビ想になった	いたい ナ経 確て で が供に の合 認お 記 、上訓	木片が被害者の名の を付事が被害をにている。 大片が被害をはない。 大子のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、
(安全)・一・の・車も・ス生 (①②③こる()	野の事故等の内令、 ②全年◆月◆日◆ 本育の分に片をに本アるでは、 をは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	被 → ーー さこ週生施寸 3(度でれの、 ● → コの てい」連行し、点飲のいる購事のの かっか」連行し、言意決るよ入故が、 はい ままし、言意決るは、	状況について、 かトかに、いるの格里や でで、 では、利前 め件でけ、つ ま。 事合額が がよるではか しむ (場金生な) はのるののでは、 では、本断受はか しむ はのののでは、 では、本ができます。 では、 のがたるの なは、 のがたるの なは、 ののるおりでは、 では、 のがたるの なは、 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 では、 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 ののるまます。 のいるままする。 のいる。 のい。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のいる。 のい。 のいる。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい。 のい	ま、り メ判:県状 お削 はばをれかバ込 ン明 Δ況 、用 ま、申がOレん バし Δに 調の だ事しあ	名のメンバーが ーボールの練材に が当該スポート が一が被害 がかないで、 た。被はま者がない。 一が被力を 一ががで、 一がをできる。 一がないではがない。 ではいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	を使 ツ院 の認 2 て一をし用 アで 経を 報 いビ想になった	いたい ナ経 確て で が供に の合 認お 記 、上訓	木片が被害者の名の を付事が被害をにている。 大片が被害をはない。 大子のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

【財産分野】	
	才象となった商品・役務等
	なった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。 合は「その他」にチェック又は○を記入します。)
商品一般	食料品 住居品 光熱水品
被服品	保健衛生品 教養娯楽品 車両・乗り物
土地・建物・設備	他の商品 クリーニング レンタル・ リース・貸借
エ事・建築・加工	修理・補修 管理・保管 役務一般
金融・保険 サービス	運輸・通信 教育サービス サービス
保健・福祉 サービス	他の役務 内職・副業 その他
19. 財産分野の事故等の	
	について、該当するものにチェック又は〇を記入します。)
虚偽・誇大な告・表示	不実告知・事実 断定的判断の提 不退去 不告知 供
監禁	消費者を欺き、 法律により取消 法律が無効とす
債務不履行等	違法景品類の提 契約の締結に関 契約の履行に関 供 する行為規制違反 する行為規制違反
契約の申込みの 回・解除・解約 関する行為規制 反	
20. 財産分野の事故等 <i>の</i>)態様(販売購入形態)
	について、該当するものにチェック又は○を記入します。 は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を () に記入します。)
店舗販売	訪問販売 訪問購入 通信販売
電話勧誘販売	マルチ商法 マルチまがい商 法
その他 →	() 不明
21. 財産分野の事故等の	
	の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)
既に契約・申	
)態様(信用供与の有無) について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合 又は○を記入し、その内容を () に記入します。)
現金	包括信用購入 あっせん(クレ ジットカード) 個別信用購入 あっせん
借金	その他 → ()

(財産分野の事故等で被害に遭った、又は、被害に遭いそうになった金額を記入します。該当するものがない場合は「その他」に金額を記入し、その内容を()内に記入します。)
既払い金額 → 円
商品・役務自体の金額→ 円
申込金
クレジット等手数料 → 円
その他
円 ()
円 ()
被害金額は不明
24. 財産分野の事故等の態様(事故等の詳細) (財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)
(A) E A A A A A A A A A A A A A A A A A A

【重大 25

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】
25. 通知するとした判断理由
(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)
・バレーボールの練習に対する体育館の貸出しは全国的に行われていることからすると、消費者安全法第12条第2項に規定する、「被害の拡大、同種の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるとき」に該当すると考えられることから、通知を行うものである。
<mark>26. 関連事項</mark>
(関連する事項があれば、自由に記載します。)
・
【安全分野・財産分野共通】
27. その他特記事項
(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)
・病院の領収書は、一般財団法人〇〇において、写しを保管している。

消費者事故等情報通知様式

【安全分野・財産分野共通】

1. 本件の取り扱いについて
(本情報の機密性について、下記のいずれかに該当する場合のみ、チェック又は○を記入します。)
公益通報 (公益通報者保護法第2条第1項に該当) 不開示情報を含む (行政機関情報公開法第5条第2号に該当)
2. 通知者に関する事項 (通知主体の情報を記入します。消費者庁で受領後、担当者に内容を確認することがあります。)
① 通知主体 (行政機関名等) 1 通知主体 (行政機関名等) 1 通知主体 (行政機関名等) 1 正語番号: 1 正語番号:
② 通知日時 (西暦) 年 ▲ 月 ▲ 日 ▲ 時 ▲ 分頃 → 第 1 報
3. 事故等の種別
(事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。) 「安全分野 (生命・身体) ────────────────────────────────────
重大事故等
4. 事故等が発生した日時・地域
(事故等が発生した年月日、時間及び発生した都道府県・市区町村を記入します。) _(西暦)
① 発生日時 202● 年 ◇ 月 ◇ 日 ◇ 時 ◇ 分頃
② 発生地域 (都道府県等) ○○県 (市区町村) ●●市
5. 事故等が発生した場所
(事故等が発生した場所について、「施設等の場所」から該当するものにチェック又は○を記入し、「施設内の場所」に該当する項目があればチェック等を記入します。それぞれ該当するものがない場合は「その他」にチェック等を記入し、その内容を()に記入します。)
の 描述 道路
所 ¦
 階段
内
の 場 エスカレーター 動く歩道 回転扉
所
i
6. 情報を得た日時 (本件の情報を得た年月日及び時間を記入します。)
(西暦) 情報を得た日時 202● 年 × 月 × 日 × 時 × 分頃

	oいて、該当するものにチェッ は○を記入し、その方法を(該当するものがない場合は
来所	○ 電話	FAX	文書(手紙等含む。)
電子メール	その他 → ()
8. 情報提供者	こま火ナスものにより、カカ	は○た記すします 卧:	産分野は、氏名又は名称等を記入します。
消費者	公益通報者	はしを記入しまり。別) 職権探知	生 ガ野は、以右又は右 州寺を む八しまり。
事業者(製造)	事業者(販売)		同業他者等その他)
情	報提供者の氏名	Δ ΔΔ	¬
	たは事業者名→□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□		消費者庁からの 直 接 連 絡 プロ・不可)
	報提供者の電話番号 → ▲		
		当典老庁への個人情	■
9. 被害者(負傷者・契約		·	秋道加を主みない物口を占む。/
(①では、被害者が「情報携			か、該当するもの全てにチェック
① 被害者は…	情報提供者自身	■ 情報提供者以外	
② 情報提供者を含め	た被害者数 1		
(性別人数	男性 1 人 女性		
年齢別人数 1歳未	₹満	2歳以上 人 5歳未済	5歳以上 10歳未満 人
10歳	代 1 人 20歳代	人 30歳代	人 40歳代 人
50歳	<u> </u>	人 70歳代	人 80歳以上 人
(注:90歳以上の方が 職業別人数 給与生	いる場合、90歳代、100歳以上 話者 人 自営業・ 日本業者	:で分けて記入 ⇒ 9	大学生・
高校	日本日	人。小学生	保育・
未就		人その他	
10. 事故等の原因の特定性			
			又は○を記入します。②③では事故等の ルプラットフォーム名を記入します。)
① 事業者の属性	製造事業者	→ 名称 (_)
	輸入事業者	→ 名称 ()
	役務提供事業者 信用供与者	→ 名称 ()
	(信販、クレジット、リース等)	→ 名称 (—)
	販売事業者 (購入先・契約先)	→ 名称 (🧖	◎◎株式会社)
	その他	— → 名称 ()
② 商品・役務名 副	業のマニュアル	③ 型番・ロット番	号
④ 取引デジタルプラ	ットフォーム名		

安全分野】	
11. 安全分野の事故等の種別	
(安全分野の事故等の種別について、該当するものにチェック又は○を記入します。) 「一	
事故情報 事態情報	
12. 安全分野の事故等の種類	
(安全分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)	
死亡 負傷・疾病 一酸化炭素中毒	
安全基準不適合 飲食物の異常 飲食物以外 変息等の危険	
火災等の 異常な事態	
13. 安全分野の事故等の内容	
(安全分野の事故等の内容について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は 「その他」にチェック又は○を記入し、その態様を () に記入します。)	
火災事故 発煙・発火・ 点火・燃焼 過熱 ・消火不良 破裂	
ガス爆発 ガス漏れ 燃料・液漏れ等 化学物質による 危険	
漏電・電波 等の障害 製品破損 部品脱落 機能故障	
転落・転倒 ・不安定 操作・使用性 交通事故 誤飲	
中毒事故 異物の混入 腐敗・変質 役務事故	
(安全分野の事故等の原因について、該当するものにチェック又は○を記入します。)	
製品自体の不良 表示の不備	
役務自体の不良 取扱説明書の不備	
経年劣化 業者の設置・施工不良	
業者の修理不良 業者輸送中の取扱いの不備	
消費者の誤使用 消費者の不注意	
消費者の設置・施工不良 消費者の修理不良	
製品には起因しない偶発的事故	
原因不明調査中	
調査不能	
原因調査機関 →	

	全分野の事故等の				
(安全分	・野の事故等の品目に コ	について、該当するも <i>0</i> 	Dにチェック又は○を記入 	.します。)	
L	食料品	家電製品	住居品	文具・娯楽用品	
	光熱水品	被服品	保健衛生品	車両・乗り物	
	建物・設備	保健・福祉サ	ナービス		
	他の商品・サー	-ビス → (<mark>-</mark>)	
	全分野の事故等の		トスナのにチーッカマけへ	を記入します。該当するものが	
			その被害の状況を()に		,,,,
	骨折	脱臼・捻挫	切断	擦過傷・挫傷 ・打撲傷	
	刺傷・切傷	頭蓋(内)損傷	易 内臓損傷	神経・脊髄の損傷	
	筋・腱の損傷	窒息	熱傷	凍傷	
	皮膚障害	感電障害	一酸化炭素中毒	食中毒	
	その他の中毒	感覚機能の 低下	呼吸器障害	消化器障害	
	ろう その他 → (<u> </u>)	
		態様(事故等の詳細)			
(女主为	「野の事政等の内容、	、被害の状況について、 	詳神を記載しまり。 <i>)</i> 		_

18. 財産分野の取引の対象となった商品・役務等
(財産分野の取引の対象となった商品・役務等について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものが不明の場合は「その他」にチェック又は○を記入します。)
商品一般 食料品 住居品 光熱水品
被服品 保健衛生品 教養娯楽品 車両・乗り物
土地・建物 他の商品 クリーニング レンタル・ リース・貸借
エ事・建築・加工 修理・補修 管理・保管 役務一般
金融・保険 運輸・通信 教育サービス 教養・娯楽 サービス サービス
保健・福祉サービス他の役務○ 内職・副業・ねずみ講
19. 財産分野の事故等の態様(事業者の行為)
(財産分野の事故等の種類について、該当するものにチェック又は○を記入します。)
○ 虚偽・誇大な広 不実告知・事実 断定的判断の提 不退去 告・表示 不告知
消費者を欺き、 法律により取消 法律が無効とす
債務不履行等 違法景品類の提 契約の締結に関する行為規制違反 する行為規制違反
契約の申込みの撤回・ 解除・解約に 関する行為規制違 反
20. 財産分野の事故等の態様 (販売購入形態)
(財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。 該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を () に記入します。)
店舗販売 訪問販売 訪問購入 通信販売
マルチ商法 マルチまがい商 法
その他 → () 不明
21. 財産分野の事故等の態様(契約の成否) (財産分野の事故等の契約の成否について、該当するものにチェック又は○を記入します。)
○ 既に契約・申込した まだ契約・申込していない 不明
22. 財産分野の事故等の態様(信用供与の有無) (財産分野の事故等の態様について、該当するものにチェック又は○を記入します。該当するものがない場合は「その他」にチェック又は○を記入し、その内容を()に記入します。)
○ 現金 自社割賦 包括信用購入 あっせん (クレ ジットカード) 面別信用購入 あっせん

	曹った、又は、被害に遭いそうになった金額を記入します。該: 己入し、その内容を()内に記入します。)	当するものがない
既払い金額	\rightarrow $\times \times \times \times \times \times$	
商品・役務自体の金額	\rightarrow $\times \times \times \times \times \times$	
申込金	→ □ 円	
クレジット等手数料	→ <u></u> 円	
その他)
	円 ()
	H ()

24. 財産分野の事故等の態様 (事故等の詳細)

被害金額は不明

23. 財産分野の事故等の態様(被害金額)

(財産分野の事故等の態様について、詳細を記載します。)

・【日時、きっかけなど】202●年◆月◆日、高校の休み時間に、スマートフォンで、簡単にできる「副業」を検索し、副業ランキングの上位に表示された、初期費用がかからないとする事業者とSNSでつながり、電話番号等を教えた。
・【消費者事故等の内容】202●年◇月◇日の放課後、高校の空きスペースで事業者からの電話を受けた。電話の内容は、高校生でもアルバイト感覚で簡単にでき、儲かる副業であるとのことで、副業の具体的な内容を知るためには、マニュアルを買う必要があると言われた。SNSに送信されてきた支払先に×万円を振り込んだ。SNSにマニュアルのリンク先が送付され、「スマホだけで簡単に月収●万円」、「●●すれば報酬が発生する」などとうたわれていた。マニュアルには、◎◎株式会社という名称が書かれている。
・【支払後の状況】マニュアルに記載されていた「□□副業」をやってみたが全く儲からないことを不審に思い、○○○○に相談した。

【重大事故等以外の安全分野・財産分野】

0.5	通知		L 1	4. 40	単に 1田・	4
/h	珊洲	d $\langle a \rangle$	\sim 1	. T = #II	休丁 # 日	-

(通知すると判断した理由について、自由に記載します。)

・「□□副業」は、スマホだけの簡単な作業で儲かるなどとランキングサイトなどで表示されているが、実際には消費者には難しい内容で儲からない副業である。にもかかわらず、関心を持った消費者を、簡単にでき、儲かる副業であると勧誘していることからすると、消費者安全法第12条第2項に規定する、「被害の拡大、同種の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるとき」に該当すると考えられることから、通知を行うものである。	
26. 関連事項 (関連する事項があれば、自由に記載します。)	
・「□□副業」と同様の副業が、「◎◎ランキング」等の他の副業ランキングサイトで紹介されている。これらの副業も「□□副業」と同様の手口で消費者を勧誘しているおそれがある。	1
【安全分野・財産分野共通】 27. その他特記事項	
(その他特記すべき事項について、自由に記載します。)	—— 1
・消費者から、■■、※※といった資料の提供を受け、写しを保管している。	

消費者事故等情報通知様式 用語説明

表1 「3. 事故等の種別」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義(概要)	備考
安 全 分 野 (生命·身体)	① 消費者が、事業者が提供等する商品・役務・施設・工作物等を使用等して、現に、生命。 ・工作物等を使用等が発生した場合。 i)の死亡 ii)治療期間1日以上の負傷・疾病 iii)一費者が、事業者がとなって、自己のいずれかのでである。 i)治療期間1日以上の負傷・疾病 iii)一費者が、過失を全性を欠のであるを発生ののいずれがあるものとしてであるのとしてのいずがあるものとしている合いである。 i)飲食をそれがある合う。 ii)飲食をとして、以下のいずがはないである。 i)の飲まである。 i)の飲まである。 ii)の飲食がは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	法2条5項1号、2号 政令1条、2条 府令1条
重大事故等	①'上記の①の事故により、次のいずれかの被害が発生した場合。 i)死亡 ii)治療期間30日以上の負傷・疾病、一定程度の後遺障害 iii)一酸化炭素中毒 ②'消費者が、通常有すべき安全性を欠く商品等又は 役務を使用等した場合であって、①'の被害を発生 させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの 事態に該当する場合。 i)安全基準に適合せず、かつ、飲食物以外の物品 等の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の 劣化が生じた事態 ii)安全基準に適合せず、かつ、飲食物に毒物・劇 物等が含有・付着した事態 ii)安全基準に適合せず、かっ 第0重要なが生じた事態 ii)安全基準に適合せず、かっ 第1000000000000000000000000000000000000	法2条7項 政令4条、5条 府令5条、6条
財 産 分 野 (表示・取引)	虚偽又は誇大な広告や表示、不当勧誘・契約条項な ど、表示や取引に関するもの。	法2条5項3号 政令3条 府令2条、3条、4条

(備考) 詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。

表2 【安全分野】「12. 安全分野の事故等の種類」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義	備考
死 亡	死亡事故。	
負 傷 ・ 疾 病	負傷・疾病事故。	
一酸化炭素中毒	一酸化炭素中毒事故。	
安全基準不適合	法律の規定に基づいて決められた安全基準に適合して いないこと。	
飲食物の異常	飲食物の腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物の混入・添加、異臭、容器・ 包装の破損等。	
飲食物以外の異常	飲食物以外の物品等の破損・故障・汚染・変質その他 の劣化や過熱・異常音等の異常。	
窒息等の危険	窒息等の生命・身体に対する危険。	
火災等の異常な事態	火災等の事態。	

表3 【財産分野】「19. 財産分野の事故等の態様(事業者の行為)」に関する用語の定義等

選択肢の用語	定義(概要)	備考
虚偽・誇大な広告・表示	消費者の判断を迷わすような嘘や大げさな広告又は表示。	政令3条1号
不実告知・事実不告知	消費者に対し事実でないことを告げること、又は、わ ざと事実を告げないこと。	政令3条2号イ
断定的判断の提供	将来どうなるか分からない事項について断定的に説明 すること。	政令3条2号口
不退去	消費者の自宅や職場に来てなかなか帰ってくれないこと。	政令3条2号ハ
監禁	店舗等から消費者をなかなか帰らせないこと。	政令3条2号二
消費者を欺き、威迫して 困惑させる	感じさせること。	政令3条3号
法律により取消事由とな る不当勧誘による契約	割賦販売法、特定商取引に関する法律又は消費者契約 法によって消費者が当該契約の申込み又はその承諾の 意思表示を取り消すことができることとされる契約の こと。	政令3条4号イ、府令2条
法律が無効とする契約条 項を含む契約	消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定であって消費者の利益の保護に係るものとして法律によって無効とされる契約のこと。	政令3条4号口、府令3条
債務不履行等	契約又は契約解除・解約したものを正当な理由なく履 行しない、又は、履行を遅らせること。	政令3条5号
違法景品類の提供	景品表示法に違反する過大な景品を提供すること。	政令3条6号
契約の締結に関する行為 規制違反	契約の締結又はその勧誘の場面における不招請勧誘、 書面交付義務、説明義務違反など。	政令3条7号、府令4条
契約の履行に関する行為 規制違反	債務不履行に基づく損害賠償請求の制限や書面交付義 務違反など。	政令3条7号、府令4条
契約の申込みの撤回・ 解除・解約に関する行為 規制違反	契約の申込みの撤回・解除・解約の場面における過剰 請求の禁止など。	政令3条7号、府令4条

- (備考) 1. 詳細な解説は、「消費者安全法の解釈に関する考え方」を参照。
 - 2. 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、消費者安全法等の厳密な法解釈を示すものではない。

表4 【財産分野】「20. 財産分野の事故等の態様(販売購入形態)」に関する用語の 定義等

į	選択肢	の用詞	吾	定義(概要)	備考
店	舗	販	売	消費者が事業者の店舗で商品・サービスを購入すること。	
訪	問	販	売	消費者の家庭を訪問し販売又は販売の勧誘をするこ と。	
訪	問	購	入	消費者の自宅等を訪問し物品の購入をすること。	
通	信	販	売	インターネット、新聞、雑誌、カタログ等で広告し、 インターネット、郵便、電話等の通信手段により申し 込みを受ける取引。	
電話	舌 勧	誘,	販 売	電話で商品やサービスの勧誘をし、消費者から申し込みを受ける取引。電話をいったん切った後に消費者から電話、郵便、インターネット等で申し込みをする場合を含む。	
			i 法 商法	販売組織に加入し、購入した商品などを知人などに売ることによって組織に勧誘し、それぞれがさらに加入者を増やすことによってマージンが入るとうたう商 法。	

(備考) 消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、特定商取引に関する法律等の厳密な法解釈を示すものではない。

表5 【財産分野】「22. 財産分野の事故等の態様(信用供与の有無)」に関する用語 の定義等

選択肢の用語	定義(概要)	備考
現金	現金の手渡し、銀行振込みなどにより支払った場合。	
自 社 割 賦	販売店等に分割払いの方法で支払うこと。但し2ヶ月 以上にわたって3回以上に分割して支払う場合に限 る。	
包括信用購入あっせん (クレジットカード)	クレジットカード等を使用して支払う方法。但し、翌 月 1 回払(単なる決済手段としての利用)を除く。	
個別信用購入あっせん	クレジットカード等を使わず、契約ごとに信用調査が 行われる信販契約やクレジット契約を利用して支払う 方法(分割期間、日数を問わない)。	
借金	金融機関等から借金をして支払った場合。	

(備考)消費者事故等に該当する可能性のある情報について、法律の専門的知識を有しない者にも分かりやすい目安を示すものであって、割賦販売法等の厳密な法解釈を示すものではない。

消費者事故等の情報通知先一覧

教育機関等における消費者事故等については、事故等の内容に応じて、以下の 情報通知先まで御連絡ください。(※赤字部分が変更箇所)

なお、御連絡に当たっては、原則として、E-mail を御使用ください。

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL:03-6734-2565 (直通)

E-mail: kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁政策課企画調整室

TEL:03-6734-2674 (直通)

E-mail: skikaku@mext.go.jp

(運動部活動中における製品に起因する事故等について)

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL: 03-6734-3953 (直通)

E-mail: tiikisport@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室

TEL:03-6734-2904 (直通)

E-mail: sangyo@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画,防災部施設企画課

TEL: 03-6734-2292 (直通)

E-mail: shisetulead-2@mext.go.jp

(幼稚園の教育活動中の事故について、その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室

TEL: 03-6734-2966 (直通)

E-mail: anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL: 03-6734-2939 (直通)

E-mail: syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設(博物館を除く)における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

TEL: 03-6734-2974 (直通)

E-mail: chisui@mext.go.jp

(社会体育施設での一般利用時(学校体育、部活動利用時を除く)における事故 等について)

スポーツ庁参事官(地域振興担当)付

TEL: 03-6734-3773 (直通)

E-mail: stiiki@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課青少年教育室 (施設係)

TEL: 03-6734-2650 (直通)

E-mail: seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第四係

TEL:03-6734-2156 (直通)

E-mail: hourei@mext.go.jp